

第1章 総 説

1. 大分市の概要
 - (1) 地勢・気象
 - (2) 市勢

2. 清掃事業の概要と沿革
 - (1) ごみ処理事業
 - (2) し尿処理事業
 - (3) 産業廃棄物対策事業

3. 今後の計画と課題

第1章 総 説

1. 大分市の概要

(1) 地勢・気象

大分市は、九州の東端、東九州軸の北部、瀬戸内海の西端に位置し、大分県の扇状地域の要に位置し、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市及び竹田市に接し、九州でも有数の広い市域を有している。

市の周辺部を、高崎山をはじめ鎧ヶ岳(野津原地域)、縦木山(佐賀関地域)などの山々が連なり、市域の約半分以上を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれている。また、これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいる。海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部沿岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっている。

瀬戸内型気候区に属し、平均気温 16℃～17℃、年間降水量 1,600 mm～1,700 mmと温暖で比較的降水量も多く、豊かな自然環境に恵まれた都市である。

(2) 市 勢

(令和 5 年 3 月末現在)

総面積	502.39km ²
人口	475,163 人
世帯数	229,500 世帯

2. 清掃事業の概要と沿革

本市では、行政推進の基本となる総合的な計画を策定し、市政各分野における諸施策を総合的・計画的に推進してきており、新たな時代にふさわしい大分市を創造していくため、「笑顔が輝き 夢と魅力あふれる 未来創造都市」の実現を目指した先進的な取組みを市民と行政が一体となって行っている。

この計画に基づき、「ごみの発生回避、発生抑制、再使用、再資源化」を基本とした循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境を保つため、廃棄物の適正処理に努めている。また、「日本一きれいなまちづくり」を推進し、まちの美化に関する意識の向上を図るとともに、地域に密着した美化運動を推進している。

(1) ごみ処理事業

昭和 38 年、合併による新大分市の発足に伴い、人員機材を一新し、収集体制を整備した。

昭和 41 年、滝尾ごみ焼却場が完成し、羽根山埋立場とあわせて処理することとなった。また、大分国体の開催を契機に、従来のコンクリートごみ箱による個別収集方式を、ポリ容器による定日持ち出し方式に変更し、収集作業の効率化を図った。

昭和 45 年、一般家庭のごみ処理手数料を無料にし、また、増大する排出量に対処するため、焼却炉の運転を 2 交代制に切り替えた。

昭和 47 年、「大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、収集区域を市内全域とすると同時に、不燃ごみ、粗大ごみについても定日収集を開始した。これに伴い、不燃物理立場を 2 カ所開設し、焼却場も 3 交代制による 24 時間連続運転に変更した。

昭和 48 年、大分地域広域市町村圏事業の一環として、3 カ年計画で日量 300 トン焼却可能な福宗清掃工場建設に着手し、昭和 50 年完成と同時に、臭気、ばい煙、騒音、水質汚濁の公害防止に重点を置いた衛生的なごみ処理事業へと進み出した。

増大する不燃ごみ、粗大ごみに対処するため、鬼崎埋立場を昭和 54 年・55 年で整備するとともに、昭和 55

年 10 月から事業者の持ち込み量を月間 12 トン以内と規制した。さらに、埋立場の延命化と有価物の回収を図るため、昭和 55 年・56 年に粗大ごみ処理施設(100 トン/日)を併設し、名称を鬼崎不燃物処理場と改め、昭和 56 年 12 月から運転を開始した。

多様化の様相を呈しながら増え続けるごみへの対応と、米良清掃工場の老朽化のため、昭和 58 年から建設を急いでいた新清掃工場(300 トン/日)、粗大ごみ処理施設(75 トン/5h)、埋立場(64,800 m²)が、昭和 61 年 9 月に完成、東部清掃センターとして稼働を開始した。

平成元年、福宗清掃工場の老朽化の著しい設備(空気予熱機)の改造工事を行い、焼却処理能力の回復・維持に努める一方、ごみの増大への対応と施設の老朽化のため、平成 5 年より福宗清掃工場の建て替えに着手し、平成 9 年 3 月に完成、4 月より本格稼働を開始した。

さらに、排出ガス中のダイオキシン類等の削減対策を図るため、平成 12 年から東部清掃センターの建て替えに着手し、平成 15 年 3 月に完成、4 月より佐野清掃センターとして本格稼働を開始した。特に事業系の不燃ごみの増加が著しいため、平成 2 年度より鬼崎、東部両埋立処分地の整備事業を進めた。

平成 15 年 4 月、大分市と由布市、臼杵市及び竹田市の 4 市は、ダイオキシン類等の総量削減など公害防止を図るとともに、増加するごみ量と多様化するごみ質に対応するため、可燃ごみの広域処理を行うこととした。また、平成 19 年 4 月に稼働開始した福宗環境センターリサイクルプラザでは、大分市と由布市の不燃ごみの広域処理を行っている。

収集運搬業務においては、家庭ごみを可燃ごみ、不燃ごみ、資源物「缶・びん・ペットボトル」(平成 9 年度から実施)及び引越し等に伴う一時的多量ごみ(粗大ごみを含む)に分けて、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみは定期収集し、一時的多量ごみは随時収集を行っている。

また、平成 10 年 1 月からは、犬・猫等の死体収集及び市内の小・中学校 75 校による「空き缶クリーン作戦」での空き缶回収業務を民間委託、平成 13 年 4 月から、「有価物集団回収運動」の補完として「新聞類」「その他紙類」「布類」を資源物として分別回収を開始した。

平成 17 年 1 月 1 日の佐賀関町及び野津原町との合併に伴い、収集運搬業務は従前どおり、旧佐賀関町地区については民間委託し、旧野津原町地区については一部事務組合方式で実施している。

また、行政改革アクションプランの中長期的な業務執行方式の見直し計画において、資源ごみのうち「古紙・布類」の収集運搬業務を平成 18 年 4 月より民間委託を行うこととなった。

さらに、平成 19 年 4 月リサイクルプラザの稼働に伴い、ごみの分別収集を 8 分別から 12 分別に変更し、「プラスチック製容器包装(資源プラ)」「缶びん」「ペットボトル」の収集運搬業務を民間委託することになった。

なお、「資源プラ」や「ペットボトル」は重量が軽くて風により飛散しやすいため、交通等の妨げになり、街の美化を損なうことが予想されるので、飛散の恐れのあるステーションに限り、自治会からの申請により飛散防止ネットを支給(平成 20 年 3 月末まで)した。

平成 22 年 4 月から特定地域(市内中心部の一部)において、一般家庭のごみ収集運搬業務を民間委託することになった。また、中型塵芥車に乗車する正規職員を 3 人から 2 人へ移行した。

平成 25 年 4 月からは、これまで直営で行っていた可燃物・不燃物収集運搬業務の約 3 分の 1 の地域、さらに、平成 26 年 7 月から同収集運搬業務の約 2 分の 1 の地域(併せて旧市内の 3 分の 2 の地域)で民間委託を実施し、資源物を含む全ごみ量の約 80%が委託業務となった。また一時的多量ごみの収集(有料収集)は、土、日を除く祝日等においても収集を開始し、車両を 6 台から 9 台へと増車した。

平成 26 年 11 月からは、「家庭ごみの減量とリサイクルを推進すること」と、「ごみ処理に係る費用負担の公平性を図ること」を目的とし、家庭ごみの「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を対象とした『家庭ごみ有料化制度』を実施した。

平成 28 年 4 月に熊本地震が発生。熊本市から災害ごみの収集支援要請があり、職員及び収集車両の派遣を行い、阿蘇市からの要請により収集車両の貸与を行った。直後、由布市より災害ごみの受入れ要請があり、福宗環境センター(清掃工場、リサイクルプラザ、鬼崎埋立場)及び佐野清掃センター清掃工場にて平成 29 年 12 月まで受入れを行った。また、同時期に熊本県阿蘇地域のごみ処理施設が被災したことで処理困難となった生活ごみの処理を平成 28 年 7 月まで福宗清掃工場にて行った。8 月からは阿蘇市の家屋解体に伴う災害ごみを平成 29 年 9 月まで福宗清掃工場にて焼却処理。新たに、11 月から熊本県の依頼により、宇土市、益城町など 7 市町村の災害ごみ(家屋解体に伴い発生する木くず等)の受入れを福宗清掃工場及び佐野清掃工場にて平成 29 年 12 月まで行った。

平成 28 年 10 月より、専用処理機を導入し、「ガス缶類・スプレー缶類」排出時の「穴あけ作業」を不要とした。

平成 29 年 3 月末をもって中央清掃事業所を廃止し、3 事業所体制から 2 事業所体制に移行した。

平成 29 年 4 月からは、平成 25 年 4 月、平成 26 年 7 月に続き、直営が行っていた可燃物・不燃物収集運搬業務の残りの地域の約 3 分の 1 で民間委託を実施した。

平成 29 年 9 月に台風 18 号による被害が発生。浸水による被害を受け、浸水した家具・住家に流入した流木等の災害廃棄物については、個別に無償で特別収集することとし、家庭ごみの定期収集に影響のない車両を稼働させ、東西の事業所を中心に収集にあたった。また、特に被害の大きかった県南地域の佐伯市、臼杵市、津久見市のうち、臼杵市、津久見市の支援を行うこととし、2市の家庭ごみを収集するため、9 月から 10 月までの間、収集車両 2 台と職員 4 名を派遣し、佐野清掃工場にて処理した。

平成 30 年 7 月豪雨が発生。被災した愛媛県大洲市の災害ごみの対応について、環境省及び全国都市清掃会議から要請を受けた。現地の状況確認を含め、7 月 13 日から 8 月 6 日までの 25 日間、中型プレス車や小型プレス車、軽四リフト車等 8 台の車両を現地に配置し、延べ 89 名の職員が災害支援に従事した。

平成 31 年 3 月に、福宗環境センター(清掃工場、リサイクルプラザ)及び佐野清掃センター清掃工場を廃止し、1工場体制とする新環境センターを整備するための「一般廃棄物処理施設整備基本計画」を策定した。なお、新環境センターの整備・運営にあたっては、現在広域処理を行っている 4 市に加え、大分都市広域圏の構成市である津久見市及び豊後大野市を加えた 6 市にて取り組むこととした。

令和 3 年 4 月から、野津原地区については一部事務組合の解散により収集運搬業務を民間委託で行うこととなった。

令和 4 年 4 月から、高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業を民間委託で行うこととなった。

(2)し尿・浄化槽汚泥処理事業

昭和 38 年合併により新大分市が発足し、タッチゾーン方式によって、6 地区ごとにし尿の収集業務を市直営と許可業者で分担する収集体制を整備した。また、処理施設的能力不足のため、海洋投棄処分を開始した。

昭和 43 年、収集責任体制の確立と住民サービスの向上を図るため、完全地域割を実施するとともに、手数料を従量制から従量制と定額制の 2 本立てに改め、月 1 回の定期収集を開始した。

昭和 44 年、処理能力が 100 kl/日の施設を増設し、総処理能力が 154 kl/日となったが、まだ海洋投棄処分を廃止するまでには至らなかった。

昭和 45 年、収集業務の円滑化を図るため、し尿収集業と浄化槽清掃業の兼業を改め、し尿収集専業 16 社、浄化槽清掃専業 11 社を許可した。

昭和 47 年から、完全衛生処理を目指し、また、将来の人口増と浄化槽の普及等を勘案して、処理能力が 200 kl/日の施設増設に着手、昭和 48 年に完成し、総処理能力が 354 kl/日となったことにより、海洋投棄処分を廃止した。

しかしながら、浄化槽の普及により浄化槽汚泥の混入率が増加したため十分な処理が望めなくなり、昭和 52 年、既設のし尿処理施設(54 kℓ/日)を改造し、浄化槽汚泥専用処理施設(200 kℓ/日)を新設した。

昭和 54 年から 55 年にかけて、高度処理施設(500 kℓ/日)を建設し、透明度の高い良質な処理水を排水でできることとなった。

昭和 58 年には、増加する浄化槽汚泥に対処するため、脱水機棟を建設し、ろ布式脱水機(10 m³/h×2 台)を設置した。また、長年の懸案であった管理棟(鉄筋コンクリート造 2 階建 516 m²)が完成した。

昭和 63 年から平成元年にかけて、し尿の減少と浄化槽汚泥の増加に対応するため、老朽化したし尿処理施設(100 kℓ/日)を改造し、浄化槽汚泥の前処理関係施設を主に、更新工事を行った。

設備の老朽化に対処するため、平成 2 年、前処理及び加温の各設備の整備を行った。また、平成 3 年には、し尿焼却設備の取替整備を行い、平成 5 年には脱水設備(2 台)の更新を行った。

さらに、平成 12 年度より老朽化した現施設に代えて、平成 13 年度までの 2 ヶ年事業で下水道放流を前提とした大洲園処理場の建替えを行い、平成 14 年度より供用開始した。

平成 9 年 4 月、保健所政令市への移行及び中核市の指定に伴い、新たに浄化槽関連業務を開始した。

平成 17 年 1 月の合併により、新大分市が管理するし尿処理場は旧佐賀関町が管理していた関崎清浄園を含め 2 箇所になったが、関崎清浄園のし尿処理施設は建設後 31 年が経過し、老朽化していたことから、平成 19 年度に大洲園処理場の処理能力を 1 日 323 kℓから 390 kℓに増強する工事を行った。これに伴い関崎清浄園し尿処理施設は廃止し、平成 20 年度より旧佐賀関町のし尿・浄化槽汚泥は大洲園処理場で処理を行っている。

また、野津原地区のし尿・浄化槽汚泥は、合併後も由布大分環境衛生組合の処理施設で処理を行っていたが、令和 3 年 3 月末に同組合が解散し、以後は大洲園処理場で処理を行っている。

(3) 産業廃棄物対策事業

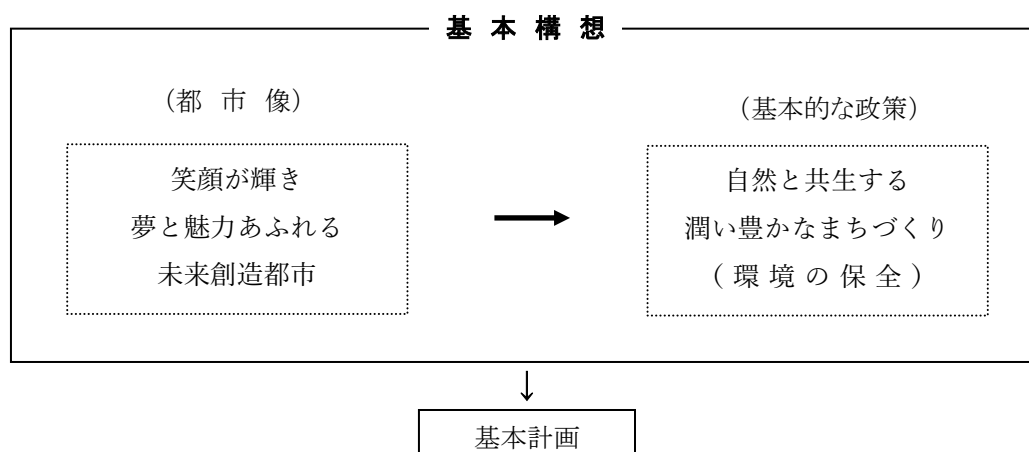
平成 9 年 4 月、保健所政令市への移行及び中核市の指定に伴い、新たに産業廃棄物対策業務を開始した。

産業廃棄物処理業・処理施設の許可業務を中心に、指導・パトロールなどを行い、産業廃棄物の適正処理を確保する。

3. 今後の計画と課題

— おおいた創造ビジョン2024から抜粋 —

この計画は「基本構想」、「基本計画」からなる。



基本計画第6部第2章第1節(廃棄物の適正処理)

(基本方針)

ごみの発生回避、発生抑制、再使用、再資源化を基本とし、廃棄物の適正処理に努め、循環型社会の形成を図ります。また、豊かな自然や快適な生活環境を保つため、市民・事業者等との協働による地域に密着した美化運動を展開します。

(主な取組)

〔1〕循環型社会の形成

(1) 家庭ごみの減量とリサイクルの推進

◇家庭ごみ有料化の効果を検証するなか、有料化の目的である家庭ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、費用負担の公平性を確保します。

◇ごみの減量化を推進するための4R運動の必要性について、大分エコライフプラザの活用や地域での説明会等を通じ、周知・啓発に努め、市民意識の高揚を図ります。

◇マイバッグ運動をはじめ、過剰包装抑制等を促すなど、ごみの発生を回避するための施策を推進します。(リフューズ)

◇「3きり運動」を推進し、生ごみ処理容器等の利用促進などにより、減量化を推進します。(リデュース)

◇フリーマーケットなどさまざまな機会を通じて、再使用を促進します。(リユース)

◇適切な資源物の分別回収を実施するとともに、指導・啓発などにより分別排出の徹底を図り、再資源化を推進します。(リサイクル)

(2) 事業系ごみの減量とリサイクルの推進

◇4Rに基づく取組を推進するよう市内事業所へ働きかけます。

(3) 処理施設の整備

◇計画的に廃棄物処理施設の整備を行い、適正かつ安定した管理、運営に努めます。

◇新たな廃棄物処理施設の整備に向けて、大分都市広域圏の関係自治体と連携を図り、取組を進めます。

◇最終処分量の削減を図り、最終処分場の延命化に努めます。

(4) 収集体制の検討

◇家庭ごみの効率的な収集体制の在り方について検討を進めます。

(5) 関係自治体との連携

◇ごみの広域処理を行うため、関係自治体との連携を図ります。

(6) 災害廃棄物の処理

◇万全な処理体制を構築し、迅速かつ適正な処理を図ります。

(7) 産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進

◇排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、排出段階での減量化・再資源化を促進します。

◇産業廃棄物処理施設の監視、指導を行い、適正処理を推進します。

- ◇不法投棄等の不適正処理に対する監視、指導を徹底し、清潔な生活環境の保全を推進します。
- ◇おおいた優良産廃処理業者評価制度等により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進します。
- ◇産業廃棄物処理施設設置者と周辺地域住民による環境保全等についての協議や説明会の開催により、相互理解を促進します。

〔2〕まちの美化対策の推進

- ◇「日本一きれいなまちづくり」を推進し、まちの美化に関する意識の向上を図ります。
- ◇ボランティア清掃団体を支援するなど、地域に密着した美化運動を推進します。

（目標設定） 大分市総合計画「おおいた創造ビジョン2024」

指標名	現状値(2018年度実績)	目標値(2024年度)
ごみ排出量	160,153 t	153,465 t
おおいた優良産廃処理業者認定数	14 事業者	30 事業者
きれいにしようえおおいた推進事業活動 団体登録数	269 団体	280 団体

大分市一般廃棄物処理基本計画における目標

指標名	現状値(2018年度実績)	目標値(2029年度)
ごみ排出量(総処理量)	160,153 t	147,647 t
リサイクル率	20.2 %	24.0 %
最終処分率	7.7 %	5.8 %

※ リサイクル率(%) = 総資源化量 / (総処理量 + その他の資源化量(集団回収量等)) × 100

※ 最終処分率(%) = 最終処分(埋立)量 / 総処理量 × 100

